

令和6年度使用済粒状活性炭の譲渡に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年度に茨城県企業局（以下「当局」という。）が、浄水場の高度浄水処理過程における使用済粒状活性炭（以下「使用済炭」という。）の引取を希望する事業者（以下「引取希望者」という。）に対して譲渡するに当たり、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱が対象とする使用済炭は、利根川浄水場及び水海道浄水場において発生するものを対象とする。使用済炭は、上水道の浄水処理過程において4年程度使用した、石炭系の水道用粒状活性炭である。

(譲渡場所及び発生予定数量)

第3条 この要綱において譲渡する使用済炭の譲渡場所は、利根川浄水場又は水海道浄水場（以下「各浄水場」という。各浄水場の住所は次項に掲げる表のとおり。）とする。

2 各浄水場における使用済炭の発生予定数量及び発生予定時期は、次の表のとおりとする。

発生場所		発生予定数量	発生予定時期 (注)
浄水場名	譲渡場所(住所)		
利根川浄水場	茨城県取手市小文間80	約130m ³ (65m ³ ×2池)	令和7年2月
水海道浄水場	茨城県常総市大塚戸町1956	約105.2m ³ (52.6m ³ ×2池)	令和6年12月

注：発生予定時期は、各浄水場の都合により前後することがある。

(譲渡方法)

第4条 使用済炭は、原則としてフレコンバッグに袋詰めした状態で譲渡する。

2 譲渡場所における使用済炭の積み込み作業及び運搬作業は、引取希望者の責任と負担で行う。

3 第1項にかかわらず、引取希望者がフレコンバッグを開袋しバラの状態での引取を希望する場合、当局は希望の状態で譲渡することができる。その場合の開袋作業は、引取希望者の責任と負担で行う。

(引取希望者の募集)

第5条 当局は、令和6年4月8日から4月17日までを募集期間として、引取希望者の募集を行う。

2 前項の募集期間中、当局は本要綱、様式1から様式4まで及び第7条に定める譲渡に関する契約書（以下「譲渡契約」という。）の案を公開する。

(引取申請)

第6条 引取希望者は、前条の募集期間内に、使用済粒状活性炭引取申込書（様式1）（以下「様式1」という。）を当局へ提出する。

- 2 前項において提出する様式1の中で、引取希望者は令和6年度内に引取を希望する使用済炭の譲渡場所（以下「希望場所」という。）及び引取額を明記する。
- 3 引取希望者は、希望場所で発生する使用済炭を全量引き取るものとする。ただし、発生予定数量が増加した場合は、引取希望者が可能な範囲で引き取るものとする。

（譲渡先の決定）

第7条 当局は、茨城県企業局会計規程に基づき各引取希望者の中から譲渡先を選定し、譲渡契約に記載する譲渡額を決定する。

（譲渡予定数量の変更）

- 第8条 前条による手続完了後に、発生予定数量の増減が生じた場合には、当局は引取希望者と協議のうえ、譲渡数量の変更手続きを行う。
- 2 前項の変更手続きにおいて、変更後の譲渡額は、前条により決定した譲渡額から算出される1m³当たりの単価に、変更後の譲渡予定数量を乗じて決定する。

（使用済炭の利用目的）

- 第9条 引取希望者は、使用済炭の性状を十分に把握した上で利用するものとし、第6条により提出した様式1に記載した利用目的に限り利用できる。
- 2 引取希望者は、当局から使用済炭を利用した製品サンプル、又は利用実績報告書その他の資料の要求があった場合には、速やかに当局へ提出する。

（使用済炭に関する情報の提供）

- 第10条 当局は、引取希望者から使用済炭の検査成績書（当局が浄水処理過程で使用前の粒状活性炭に関する資料）又はサンプル提供の要求があった場合には、引取希望者に提供する。
- 2 前項の提供要求は、粒状活性炭検査成績書交付申請書（様式2）又は使用済粒状活性炭サンプル交付申請書（様式3）により行う。

（提出書類）

第11条 引取希望者は、使用済炭を受領した後、物品受領書（様式4）に写真（搬出前、積み込み作業中、搬出後の状況が分かるもの）を添えて、速やかに当局へ提出する。

（法令等の遵守）

- 第12条 引取希望者は、使用済炭の積み込み作業、運搬及び利用について、関係法令等を遵守して行う。
- 2 当局は、引取希望者が次の各号のいずれかに該当したときは、譲渡の停止及び譲渡契約の解消をすることができる。
 - （1） 引取希望者が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定している者であることが判明した場合
 - （2） 公正取引委員会が、引取希望者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が確定した場合。

附則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。